

熊本市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則〔地域活動推進課〕

平成5年6月23日

規則第57号

改正 平成14年9月27日規則第83号

平成22年3月8日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成5年条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請)

第2条 条例第3条第1項の規定による認可地縁団体印鑑の登録の申請は、認可地縁団体印鑑登録申請書(様式第1号)によるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票)

第3条 条例第4条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票は、様式第2号によるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請)

第4条 条例第7条第2項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請は、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(様式第3号)によるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

第5条 条例第8条第1項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書は、様式第4号によるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の廃止の申請)

第6条 条例第9条の規定による認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請は、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(様式第5号)によるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票の除票の保存)

第7条 条例第11条の規定により登録を抹消した認可地縁団体印鑑に係る認可地縁団体印鑑登録原票は、認可地縁団体印鑑登録原票の除票として保存するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の抹消通知)

第8条 条例第11条第1項の規定による認可地縁団体印鑑の登録を抹消した旨の通知は、認可地縁団体印鑑登録抹消通知書(様式第6号)によるものとする。

(文書の保存期間)

第9条 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する文書の保存期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 認可地縁団体印鑑登録原票の除票 5年

(2) 前号に規定するもの以外の文書 2年

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月27日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月8日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

認可地縁団体印鑑登録申請書

熊本市長(宛)

年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div>	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		
	(資格)氏名	()	印
	生年月日	年 月 日	
	住 所		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所

代理人 氏名



(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 (資格)氏名欄の氏名の次に押印する印鑑は、本市において登録されている代表者等の個人の印鑑を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印鑑を押印してください。)
- 4 (資格)氏名欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 5 申請者欄は、申請者が代理人の場合のみ住所・氏名を記入の上、本市において登録されている代理人の個人の印を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

様式第2号(第3条関係)

認可地縁団体印鑑登録原票

登録番号		登録年月日		抹消年月日	
------	--	-------	--	-------	--

登録印鑑



認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
(資格) 氏名	()	生年月日	年 月 日

住所			
認可地縁団体の 認可年月日	年 月 日		
登録事項修正	・ ・ ・		

備考

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

熊本市長(宛)

年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	(資格) 氏名	()	生年月日	年 月 日
	住所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 _____ 枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所 _____
 代理人 氏名 _____ (印)

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- (資格)氏名欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 申請者欄は、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所・氏名を記入の上本市において登録されている個人の印を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

様式第4号(第5条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書

登録印鑑



認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
(資格) 氏名	()	生年月日	年 月 日

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

熊本市長 印

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

熊本市長(宛)

年 月 日

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div>	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		
	(資格) 氏名	()	印
	生年月日	年 月 日	
	住所		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 本人 住所

代理人 氏名



(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合は、当市において登録されている代表者等の個人の印鑑を(資格)氏名欄の氏名の次に押印し、印鑑登録証明書を添付してください。(代表者による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印鑑を押印してください。)
- (資格)氏名欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 申請者欄は、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記入の上、当市において登録されている個人の印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

様式第6号(第8条関係)

		第		号
		年	月	日
名 称				
所在地				
印鑑登録者の氏名	様			
		熊本市長		印
認可地縁団体印鑑登録抹消通知書				
熊本市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例第11条第1項第 号の規定に基づき、下記のとおり印鑑の登録を抹消したので通知します。				
記				
1 登録番号				
2 登録年月日		年	月	日
3 抹消年月日		年	月	日

様式第1号(第2条関係)

(平14規則83・平22規則1・一部改正)

様式第2号(第3条関係)

(平22規則1・一部改正)

様式第3号(第4条関係)

(平14規則83・平22規則1・一部改正)

様式第4号(第5条関係)

(平22規則1・一部改正)

様式第5号(第6条関係)

(平14規則83・平22規則1・一部改正)

様式第6号(第8条関係)

(平22規則1・一部改正)

